令和6年度第6回総会(月例)議事録

日時	令和6年9月27日(金) 午前10時開会
場	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出 席 委 員 (16名)	上入來 幸一(会長) 仮屋 幸孝(会長代理) 弟子丸 宗一(運営委員) 有村 伊智博 池田 晃 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人
欠席委員(3名)	岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則
事務局	主 幹 竹之内 支局主任 濵畑、陣ケ尾、小山田、山﨑、山中、小村、栗須 専門員 髙山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邉、真方、福元 主 査 安樂、上﨑 主 任 矢崎、米倉
	技 師 井手
議	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 鹿児島市長(道路管理課)から照会のあった農地等の現況について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 7 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長 開 会(午前10時)

定刻になりましたので、ただいまから、令和6年度第6回総会を開催いたします。

まず、事務局から連絡事項があります。

事 務 局

資料の修正をお願いいたします。

議案書4ページ、番号3につきまして、所在地番、用途施設について修正がありましたので、4ページについてはお配りしております上に「差替」と書かれたものに差し替えをお願いたします。

また、議案書30ページ、左欄の調査員において、有村委員と記載がありますが、中村委員でございますので修正をお願いいたします。

議 長

それでは、本日の出席委員数について報告いたします。

19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。

なお、欠席届が、岩元委員、上四元委員、園山委員から出されています。

次に、議事録署名者を決めなければなりませんが、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、有村委員、永尾委員にお願いいたします。

今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。

次に、議事参与の制限についてお知らせします。

議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、議題の審議に入って参ります。

議 題 題
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件
1ページ~2ページ 7件
それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、吉田、4番委員お願いします。
ご報告します。 番号1号、申請理由:贈与、受贈、権利の種別:所有権移転、贈与。 番号2号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号3号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 受人は、現在の経営農地はありませんが、40年の耕作経験があることから、 新規就農には該当しません。 番号4号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
次に、喜入、1番委員お願いします。
ご報告します。 番号5号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
次に、郡山、10委員お願いします。
ご報告します。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 3ページ~5ページ 5件 議 長 次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題3「農地法第4条許可申請に関する件」吉田の番号4号及び議題4「農地 法第5条許可申請に関する件」谷山の番号4号の案件が、この事業計画変更に関 連するので併せて、審議していただききたいと思います。 まず、谷山、14番委員お願いします。 ご報告します。 1 4 番 委 員 番号1号、変更前:建壳住宅2棟122.55㎡、庭敷地等345.45㎡、 変更後:建売住宅1棟60.45㎡ 庭敷地等176.55㎡、申請事由:一般 住宅建設のための土地取得要望があり、当初の計画面積を縮小するもの。権利の 種別:所有権移転、許可日:令和5年12月19日、許可番号:農委第0525 -45号。 番号2号、変更前:建壳住宅2棟122.55㎡、庭敷地等345.45㎡、 変更後:住家1棟95.23㎡、庭敷地等135.77㎡、申請事由:承継人が 一般住宅とするもの。権利の種別:所有権移転、許可日:令和5年12月19日、 許可番号:農委第0525-45号。 番号2は8ページの第5条番号4と関連がありますので、併せて読み上げさせ ていただきます。 番号4号、用途・施設:住家1棟95.23㎡、庭敷地等135.77㎡、周 囲の状況及び被害防除計画:東・北…他人畑、西…農道、南…別件事変申請地、

番号3号、変更前:建売住宅2棟105.78㎡、庭敷地等350.22㎡、変更後:建売住宅2棟145.11㎡、庭敷地等311.37㎡、申請事由:当初の計画の建売住宅2棟のうち1棟の建築プランを変更するもの。権利の種別:所有権移転、許可日:令和6年4月25日、許可番号:農委第0525-73号。以上です。

境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別:所有権移

議 長 次に、吉田、4番委員お願いします。

転、売買。

4 番 委 員

ご報告します。

番号4号、変更前:建売住宅4棟192.08㎡、 庭敷地等648.92㎡、変更後:建売住宅1棟44.71㎡、庭敷地等165.45㎡、申請事由:当初計画の建売住宅4棟のうち1棟は完了しているが、残りを特定建築条件付土地に計画を変更して売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営安定化を図る為。権利の種別:所有権移転、許可日:令和4年1月29日、許可番号:農委第0355-19号。

番号5号、変更前:建売住宅4棟192.08㎡、庭敷地等648.92㎡、変更後:宅地分譲2区画630.00㎡、申請事由:当初計画の建売住宅4棟のうち1棟は完了しているが、残りを特定建築条件付土地に計画を変更して売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営安定化を図る為。権利の種別:所有権移転、許可日:令和4年1月29日、許可番号:農委第0355-19号。

番号2は7ページの第4条番号4と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。

番号4号、用途・施設:宅地分譲2区画630.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…他人畑、西…別件事変申請地、南…市道、北…他人畑、宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。

以上です。

議 長

ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。

今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますよう に、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」5件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。また、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」番号4号及び議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号4号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ~7ページ 4件

議 長

次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。

先ほど吉田の1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」 と併せて審議しておりますので、それ以外の3件について審議していただききた いと思います。

まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設:通路128.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画: 東…市道、西・南…本人畑、北…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 この件に関しましては、補足して説明します。 申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成19年ごろから通路として使 用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。 番号2号、駐車場108.00㎡、庭敷地等319.00㎡、東…市道、西・北…宅地、南…他人畑、他人田、境界…ブロック積、雨水…自然流下。 以上です。
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。 番号3号、住家1棟110.96㎡ 庭敷地等365.04㎡、東・南・北… 他人畑、西…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、 第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申 請に関する件」3件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人
	に許可書を交付することといたします。 議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 8ページ~12ページ 16件
議長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど谷山の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」 と併せて審議しておりますので、それ以外の15件について審議していただきた いと思います。 まず、谷山、14番委員お願いします。

1 4 番委員	ご報告します。 番号1号、用途・施設:住家1棟92.95㎡、庭敷地等406.05㎡、周囲の状況及び被害防除計画:東…水路、宅地、西…渡人田、南…他人田、北…雑種地、宅地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、権利の種別:所有権移転、売買。この件について、補足して説明いたします。申請地は、道に接していませんが、水路に蓋を設置し接道を確保します。番号2号、建売住宅2棟126.36㎡、庭敷地等371.64㎡、東…市道、西…渡人畑、南…宅地、北…私道、境界…ブロック積、コンクリート摊壁、雨水・・・私道側溝、汚水・・・合併浄化槽汚、所有権移転、売買。番号3号、建売住宅2棟132.48㎡、庭敷地等365.52㎡、東・・・市道西・北・・・維種地、南・・・渡人畑、境界・・・ブロック積、雨水・・・市道側溝、汚水・・・公共下水道、所有権移転、売買。番号5号、住家1棟50.51㎡、庭敷地等252.15㎡、東・・・・渡人畑、宅地、西・・・宅地、南・・・市道、宅地、北・・・山林 境界・・・ブロック積、コンクリート推壁、雨水・・・市道側溝、汚水・・・合併浄化槽、所有権移転、売買。番号6号、住家1棟73.39㎡、車庫1棟10.70㎡、庭敷地等189.91㎡、東・・・水路、西・南・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	番号8号、駐車場255.00㎡、転回場等670.00㎡、東…渡人畑、西 …雑種地、南…山林、北…農道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移 転、売買。 以上です。
議長	次に、吉野、15番委員お願いします。

1 5 番委員

ご報告します。

番号9号、住家1棟63.76㎡、庭敷地等398.76㎡、東…私道、西… 渡人畑、南…農道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併 浄化槽、所有権移転、売買。

番号10号、駐車場100.00㎡、転回場等67.15㎡、東・北…山林、西…市道、南…里道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。番号11号、住家1棟86.12㎡、庭敷地等323.78㎡、東・南…宅地、西…宅地、山林、北…私道、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄

化槽、使用貸借権。

以上です。

議長

次に、喜入、1番委員お願いします。

1 番 委 員

ご報告します。

番号12号、住家1棟101.23㎡、庭敷地等166.77㎡、東…渡人畑西…宅地、私道 南…渡人田 北…私道 境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件について補足説明をいたします。

申請地は、喜入支所から北西に約1.4kmに位置する、おおむね10ha以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。

第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。

また、申請地は市道と接しておりませんが、西側私道に排水管を埋設し、隣接する市道側溝へ雨水等の放流を行います。

番号13号、住家1棟136.76㎡、庭敷地等242.24㎡、東…宅地、西…宅地、私道、南…宅地、水路、北…市道 境界…ブロック積、土留、雨水…市道側溝 汚水…合併浄化槽、使用貸借権。

番号14号、住家1棟101.85㎡、庭敷地等171.15㎡、東…農道、西…渡人畑 南…渡人田、北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。

この件について補足説明をいたします。

申請地は、喜入支所から北西に約1.4 kmに位置する、おおむね10 h a 以上の農地の広がりのある「第1種農地」に該当します。

第1種農地は原則として農地転用することができませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接続施設」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断いたしました。

以上です。

議

長

次に、松元、17番委員お願いします。

17番麥員	ご報告します。 番号15号、住家1棟96.46㎡、庭敷地等167.54㎡、東…宅地、西 …渡人畑、南…市道、北…里道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合 併浄化槽、所有権移転、売買。 番号16号、住家1棟59.62㎡、庭敷地等324.38㎡、東・南…市道、 西・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有 権移転、売買。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号 12、14号は第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると 判断されます。お目通しをお願いいたします。 [「異議なし」の声あり]
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、第1種農地である番号12、14号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
	議題 5. 非農地認定に関する件
-W	13ページ~16ページ 14件
議長	次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。
1 4 番 委 員	ご報告します。 番号1号、調査結果:雑木・蓬莱竹自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号2号、調査結果:住家1棟、51年経過、倉庫1棟、75年経過、現況宅 地。 番号3号、調査結果:住家1棟、39年経過、現況宅地。 以上です。
議長	次に、伊敷、18番委員お願いします。

18番委員	ご報告します。 番号4号、調査結果:2817、2866-1:雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。2818-4:孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。3023: 杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林 番号5号、調査結果:杉、約50年経過、現況山林。 番号6号、調査結果:6141、6143:雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。7100-1:コサン竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。番号7号、調査結果:杉、約50年経過、現況山林。番号7号、調査結果:杉、約50年経過、現況山林。番号9号、調査結果:杉、約50年経過、現況山林。
議長	番号10号、調査結果:杉、約50年経過、現況山林。 以上です。 次に、吉野、15番委員お願いします。
15番委員	ご報告します。 番号11号、調査結果: 孟宗竹・大名竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、吉田、4番委員お願いします。
4 番 委 員	ご報告します。 番号12号、調査結果:雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	ご報告します。 番号13号、調査結果:唐竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号14号、調査結果:杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。 以上です。
議長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり]
	それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 5.「非農地認定に関する件」 14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
	議題 6. 農用地利用集積計画に関する件 17ページ~24ページ 12件

| 議 長 次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。

まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。

24ページ、番号12号につきましては、19番委員自身が申請人となっている案件でございます。

従いまして、19番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。

19番委員におかれましては、離席をお願いします。

(19番委員離席後)

それでは、番号12号につきまして、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。

24ページをご覧下さい。

番号12号、地目:畑、面積1,641.00㎡、権利の種類:賃貸借権、設定期間10年、区分:更新。

令和6年9月30日公告予定です。

これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」番号 1.2 号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

残りの案件の審議に入ります前に、19番委員におかれましては、ご着席をお 願いします。

(19番委員着席後)

それでは、審議に戻ります。

残りの11件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。

事 務 局

資料の17ページをご覧下さい。

「議案第6号」、令和6年9月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。

右側の一番下になります。

賃貸借権4件、5筆、2,617.00㎡、使用貸借権8件、17筆、

13,418.00、合計12件、22筆、16,035.00㎡です。

議案書の18ページから24ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目 通しをお願いいたします。

これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明がありました。

これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 6. 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

議題7. 農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件

議

長

次に、議題7「農業振興地域整備計画変更(除外)に係る意見書に関する件」 を審議します。別冊資料2です。

それでは、松元、17番委員お願いします。

1 7 番委員

ご報告します。2ページです。

- 3. 変更後の用途、自宅庭
- 4. 現況、申出地は、直木町椿山地区にあり、松元支所から南南西へ約2. 5 kmに位置し、東・北側は宅地、西側は他人畑、南側は渡人畑に接している。
- 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。

転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。

ただいま、調査員から説明がありました。 議 長 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計 画変更(除外)に係る意見書に関する件|1件につきましては、原案どおり、承 認することに決定いたします。 議題8. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料3 4件 次に、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3 議 長 です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。 農政総務課 議題8「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。 別冊資料3の2ページをご覧ください。 今回は、4ヶ所の地域計画の変更でございます。 五ヶ別府町 (川口) 地域です。 地図は3ページから4ページになります。 主な変更の内容は、五ヶ別府町1324外8筆の担う者の削除、五ヶ別府町1 298-2外1筆の除外です。 次に、下福元町(玉利、大脇原)地域です。 主な変更の内容は、16ページの中ほどの任意記載事項に農道の拡幅について 記載がございますが、ここの記載についての追加です。 次に、本名町(飯山、中原)地域です。 地図は5ページから6ページになります。 本名町1935-1外1筆の担う者の変更です。 次に、喜入瀬々串町(瀬々串上、瀬々串中、瀬々串下、浜田)地域です。 地図は7ページから8ページになります。 主な変更の内容は、喜入瀬々串町2756外1筆の担う者への担う者の設定で す。 以上です。 ただいま、農政総務課から説明がありました。 議 長 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「地域計画に係る意見書に関する件」4件につきましては、原案どおり決定いたします。

議題9. 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件 別冊資料4 12件 次に、議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」を審議し 議 長 ます。別冊資料4です。 それでは、農政総務課から説明をお願いします。 農政総務課 議題9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について説明し ます。 別冊資料4の1ページをご覧ください。 農政総務課の方で策定した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管 理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地バンクに農用地利用集 積等促進計画(案)を提出する前に、農業委員会の意見を求めるものです。 2ページをご覧ください。 令和6年11月1日から貸付予定の農地になります。 使用貸借権が7筆3、357㎡、賃貸借権が5筆4、184㎡となっておりま す、合計7件、14筆、13,045.00㎡です。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、3ページから 29ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 次に、30ページをご覧ください。 令和6年12月1日から貸付予定の農地になります。 使用貸借権が3筆1,634㎡、賃貸借権が7筆6,765㎡となっておりま す。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、31ページか ら46ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。 ただいま、農政総務課から説明がありました。 議 長 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 [「異議なし」の声あり] それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農用地利用集積等促 進計画に係る意見書に関する件」12件につきましては、原案どおり承認するこ とに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。

			告	事	項
			1. 法務局から照会の	あった農地等の現況	について
			2 5ページ	~29ページ 5件	
議		長	報告事項1「法務局から照	会のあった農地等の	現況について」
			まず、谷山、14番委員お	願いします。	
1	4 番 委	員	報告します。25ページで	す。	
			照会日:令和6年8月20	日、現況:非農地、	調査結果:該地は市街化調整区
			域内にあり、現況非農地であ	る。	
			処理状況:令和6年9月3	日 鹿児島地方法務	局へ報告済。
議		長	次に、伊敷、18番委員お	願いします。	
1	8 番 委	員	· · ·	· -	
					調査結果:該地は市街化調整区
			域内にあり、現況非農地であ		
			処理状況:令和6年9月6	日 鹿児島地方法務	局へ報告済。
			次に、27ページです。	→ -	
					調査結果:該地は市街化調整区
			域内にあり、現況非農地であ		17日,却此汝
			処理状況:令和6年9月6	口	· 同个報告符。
議		長		iハ ます	
时艾		JK.	次に、百四、4番安貝の原	(V·CAyo	
4	番 委	昌	 報告します。28ページで		
	шл			· -	調査結果:該地は都市計画区域
			外にあり、現況非農地である		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			処理状況:令和6年9月2	=	高へ報告済。
議		長	次に、松元、17番委員お	願いします。	
1	7 番 委	員	報告します。29ページで	す。	
			照会日:令和6年8月21	日、現況:非農地、	調査結果:該地は区域区分の定
			めがある都市計画区域内にあ	り、現況非農地であ	る。
			処理状況:令和6年9月4	日 鹿児島地方法務	局へ報告済。
		2.	鹿児島市長(道路管理課)な		也等の現況について
				~31ページ 1件	A A A A A A A A A A A A A A A A A A A
議		長		(道路管理課)から照	会のあった農地等の現況につい
			7) 100 100 055	a province and a second	
			それでは、本局、6番委員	お願いします。	

6 番 委 員

報告します。30ページから31ページです。

照会日:令和6年8月15日、現況:非農地、調査結果:該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。

処理状況:令和6年9月6日 鹿児島市長へ報告済。

3. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について

32ページ~34ページ 13件

4. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 35ページ~39ページ 15件

5. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 40ページ 2件

6. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について

41ページ~45ページ 7件

議長

次に、報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局

32ページをお開き下さい。

報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。

この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町 村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。

登記地目別では、田12筆、7,383.00㎡、畑36筆、

25, 456.00 m²となっております。取得した事由別数は、相続が13件。権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が4件、無が9件となっております。

33ページから34ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事 務 局

次に、35ページをお開き下さい。

報告事項4「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。

これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。

転用目的別では、第4条関係は、届出がありませんでした。

第5条関係では、上から順に一般住宅が12件、資材置場が1件、その他が2件、合計15件となっております。

36ページから39ページは、5条関係15件の内容です。お目通しをお願いいたします。

事	務	局	次に、40ページをお開き下さい。
			報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」です。
			喜入地区、松元地区で各1件、合意解約の通知が出ております。
			お目通しをお願いいたします。
	7 <i>b</i>		
事	務	局	次に、41ページをお開き下さい。 報告事項6「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」です。
			これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、
			審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。
			右側の一番下になります。
			賃貸借権3件、5筆、7,242.00㎡、使用貸借権4件、9筆、
			5,803.00㎡、合計7件、14筆、13,045.00㎡です。
			42ページから45ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。
	7.	 「肩	農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について
			別冊資料 5 172件
議	-	長	次に、報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関す
			る報告について」別冊資料5です。
			それでは、事務局の報告をお願いします。
事	務	局	報告事項7「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告
			について」報告いたします。
			別冊資料5をご覧下さい。
			先月の地区推進協議会等で計172筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を
			送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
議	-	長	ありがとうございました。
			ナロの発声は、人と始フレナレム
			本日の議事は、全て終了しました。
			(議事終了:午前10時50分)
			続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。

事	務	局	・令和6年度第6回総会(月例)開催日時は、
			10月28日(月)午前10時開会
			みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
			令和6年度鹿児島県農業委員会大会について(8月27日開催予定)
			台風10号の接近により中止となりました、令和6年度鹿児島県農業委員会大
			会の資料を本日配りしております。
			なお、県農業会議より、大会申し合わせ決議については、採択されたものとし
			て推進を図っていくとの連絡がありましたので、お目通しをお願いします。
			次期農業委員の募集について
			お手元に、来年4月29日から任期となる次期農業委員の申込書をお配りして
			おります。募集期間は10月7日から11月7日まで、市のホームページでも広
			報を開始しております。
			お配りした申込書は、ご自身で利用されるか、地域の方から相談を受けたとき
			などにご利用ください。
			多くの方の申し込みをお待ちしておりますので、ご案内をよろしくお願いしま
			す。
			以上で、事務局からの連絡を終わります。
議		長	以上で、本日の総会を終了いたします。
			閉 会(午前10時55分)